

研究資金の不正防止計画

令和2年2月17日制定
一般財団法人マイクロマシンセンター

一般財団法人マイクロマシンセンター（以下「MMC」という。）は、MMCにおける研究活動を実施するための研究資金の不正使用及び不正受給（以下「不正」という。）の防止に厳正かつ適切に対応するため、不正防止計画を以下のとおり定める。

1. 責任体系の明確化

不正発生の要因等	不正防止計画
研究資金の運営・管理について、最終責任を負う者や実質的な責任を負う者など責任体系が不明確による、組織としての管理機能の低下	責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系をホームページに公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因等	不正防止計画
事務処理手続きに関するルールの実態との乖離	事務処理の実態を認識し、乖離がある場合には原因を把握し、事務処理が効率的かつ公正に遂行できるよう見直しを行う。
研究者、事務職員（以下「構成員」という。）の意識の低下	事務職員の職務分担を明確にする。
	研究資金の管理・執行に関する相談窓口を設置する。
	構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、不正防止対策の理解や意識を高める。
	行動規範を策定するとともに、構成員に規定等を遵守する義務があることを理解してもらい、意識の浸透を図るため、誓約書の提出を求める。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因等	不正防止計画
不正防止計画の未実施	推進担当部署である総務部が、実施状況を確認し、着実に実施する。

不正防止計画と不正発生の要因の乖離	モニタリングの結果やリスクが顕在化したときの状況等を把握し、不正防止計画と乖離があるときは見直しを行う。
-------------------	--

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因等	不正防止計画
予算執行の遅れ、年度末への集中	事務職員は研究者に対して、研究計画の遂行に問題がないか確認し、必要があれば改善を求める。
構成員と取引業者との癒着	不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針の周知徹底を図るとともに、一定の取引実績（回数、金額等）のある業者から誓約書の提出を求める。 構成員から業者に対し、働きかけがあった場合は、MMCの通報窓口へ通報するよう周知する。
検収の形骸化	第三者が検収を実施する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因等	不正防止計画
不正への取組に関する方針等が公表されていない。	研究資金の不正への取組に関するMMCの方針等をホームページに公表する。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因等	不正防止計画
モニタリングが実施されない。	構成員からヒアリングを実施し、内部牽制機能の充実を図る。

(附則)

この計画は、令和2年2月17日から実施する。